

朝来市ネーミングライツ・パートナー募集要項

朝来市では、「朝来市ネーミングライツ事業実施要綱」に基づき、市が所有する施設等の命名権を付与する事業者等（ネーミングライツ・パートナー。以下「パートナー」といいます。）を募集します。本募集要項は、パートナーの募集にあたり必要な基本的事項を定めるものです。

1 目的（趣旨）

市はパートナーに命名権を付与する対価として命名権料を得ることで、新たな財源の確保及び経費の節減を図り、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とします。なお、本事業は施設等の愛称を付与するものであり、条例等に定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

2 対象施設

| | |
|--------|--|
| 施設名称 | 朝来市自然環境保全センター（正式名称） |
| 所在地 | 兵庫県朝来市生野町黒川507番地 |
| 設置目的 | 特別天然記念物オオサンショウウオを中心とする市内の貴重な生態系の調査研究、情報発信等を行うための拠点施設 |
| 主な施設内容 | 展示ゾーン、ラボゾーン、飼育・バックヤード、屋外観察・学習エリア など ※詳細は、別添①施設個票を確認ください。 |
| 管理形態 | 指定管理者制度導入予定（指定管理者：未定、期間：未定） |
| 供用開始 | 令和8年7月26日（開館予定） |

3 募集内容

(1) 愛称使用期間（契約期間）

令和8年7月26日から令和12年3月31日

(2) 最低募集金額（ネーミングライツ料）

年額 200,000円（消費税及び地方消費税を含まず）

※ 提案額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まず1万円単位でご提案ください。

※ 令和8年度は日割計算とし、端数は100円未満切り上げとします。

※ 今回は金銭のみの納入とし、物品や役務による提供はできません。

※ 応募および契約締結に要する一切の経費は、応募した団体の負担とします。

(3) 愛称に係る条件

愛称には企業名・商品名等を冠することができます。ただし、次の条件を満たすものとします。また、正式名称を併記する場合があります。

ア. 愛称の末尾または先頭に当市が指定する当該施設の名称を含めることとします。なお、その名称は現在広く募集中であり、本受付終了後に公表となるため、次の例のようなイメージで愛称を提案ください。

（例）□□□□ ○○○○センター

(□□□□部分に企業名やマスコットキャラクター名等を提案ください。

○○○○センター部分は、受付終了後公表となりますことご了承ください。)

イ. 市民や利用者にとって親しみやすく施設のイメージを損なわないものとしてください。

ウ. 契約期間内において愛称の変更は原則行わないものとします。

エ. その他、「朝来市ネーミングライツ事業実施要綱」第5条の規定を遵守するものとしてください。

オ. 愛称の使用にあたり、愛称についての知的財産権をパートナーが取得した場合であっても、市はこれを無償で使用できることとします。

(4) 表示および費用負担

愛称を表示する看板等の設置箇所などは別添②を基本としますが、看板等の意匠・構造・設置方法についてはパートナーの意向もご提示いただき、協議のうえ決定します。なお、施設等への愛称の表示にあたっては、兵庫県屋外広告物条例その他の関係法令を遵守するものとします。また、企業・団体等のシンボルマーク及びロゴタイプ（企業・団体を表す文字デザイン）の使用も原則として可能とします。表示の変更等に係る費用負担は原則として次の表のとおりとし、ネーミングライツ料とは別にご負担いただきます。

| 区分 | パートナー | 市 |
|--|-------|---|
| 敷地内外の看板表示等の変更 (施設看板、道路標識、バス停等 ※1) | ● | |
| 新たな照明付看板設置等で生じた電気代等 | ● | |
| 契約期間終了後の看板等撤去や原状回復費用 | ● | |
| 印刷物やウェブサイトの表示変更 (パンフレット、封筒等の印刷物やホームページ) | ○※2 | ● |

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議することとします。

※2 パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更は、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。

4 応募資格

本事業に応募できるのは、パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体（個人事業主は不可）とします。ただし、朝来市ネーミングライツ事業実施要綱第4条の規定に該当するものは、応募することができません。

5 申込方法

(1) 申込書類等の配布

朝来市ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 提出書類

- ア. ネーミングライツ事業申込書（指定様式）
- イ. 誓約書（指定様式）
- ウ. 登記事項証明書（商業登記簿謄本等、写し可、3ヵ月以内発行のもの）
- エ. 定款又は規約および事業者等の概要（沿革、業務内容など）に関する資料（様式任意）
- オ. 直近3ヵ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等、写し可）
- カ. 国税及び市税の納税証明書（直近年度、写し可）

(3) 提出方法

持参（土日祝を除く執務時間内）または郵送（書留郵便等）により、担当課（下記9お問い合わせ先）へ提出してください。なお、郵送の場合は募集期間内の必着とします。

(4) 募集期間（申込期間）

令和8年6月16日から令和8年7月16日まで

(5) 質問の受付及び回答

質問の受付は、令和8年6月30日までとし、指定の質問票により電子メールにて受け付けます。公平を期すため、回答は個別に連絡せず、受付終了後の令和8年7月2日に一括して回答いたします。

6 選定（審査）方法

市が設定する最低募集金額以上のネーミングライツ料を提示した者について、下記のとおり審査します。

(1) 審査会の開催

朝来市ネーミングライツ審査委員会において、提出書類を基に総合的に審査を行い、優先交渉権者（および次点者）を決定します。なお、応募者が1者の場合であっても審査委員会を開催し、適否を決定します。

(2) 指定管理者制度導入施設に係る留意点（該当施設のみ）

指定管理者以外の事業者からの提案については、事前に指定管理者の事業や施設管理運営と競合しないか確認を行います。著しく管理運営に支障をきたす可能性がある場合は選定対象外とすることがあります。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果はすべての応募者に文書で通知します。パートナー決定後は、パートナーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等により公表します。なお、パートナー以外の応募者の情報は、原則として公表しませんが、情報公開請求があった場合は、朝来市情報公開条例に基づき公開することがあります。

7 契約の締結・解除

(1) 契約の締結

決定したパートナーと契約内容について協議を行い、合意に至った場合はネーミングライツ事業実施契約（以下、「契約」といいます。）を締結します。協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行います。

(2) 契約の解除等

ア. パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれるおそれ（社会的信

用の失墜等)が生じた場合、市は契約満了を待たずに契約を解除できます。

- イ. 災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約を履行できない場合、市が収受したネーミングライツ料のうち未履行分について、全部または一部を返還する場合があります。ただし、その場合であっても原状回復費用はパートナーの負担となります。
- ウ. 契約解除時において、既に支払われたネーミングライツ料は原則として返還しません(上記イの不可抗力による場合を除く)。

8 その他

(1) リスク負担

パートナーが設置・物理的に変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任は、すべてパートナーが負うものとします。

(2) 休館等の扱い

契約期間中の施設の改修工事や災害等による臨時休館など、運営上の措置によってネーミングライツ事業に影響が発生した場合であっても、ネーミングライツ料や愛称使用期間の変更・減免は行わないものとします。

(3) 権利の譲渡禁止

ネーミングライツ(命名権)を第三者に譲渡・貸与することはできません。

(4) 秘密の保持

応募内容や相談内容について、本事業の目的以外には使用しません。ただし、情報公開請求等があった場合は朝来市情報公開条例に基づき対応します。

9 お問い合わせ先(事務所管課)

朝来市 企画総務部 財務課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

電話番号：079-672-3301(代表)、079-672-6118(直通)

E-mail：zaimu@city.asago.lg.jp